

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター時間外特別利用要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター規程（以下「センター規程」という。）第9条に基づき、横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）のうち医学情報センター及び附属市民総合医療センターが設置する図書室（以下「センター病院図書室」という。）の時間外特別利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、時間外特別利用とは、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター利用要綱第2条に規定された開館時間外及び第3条に規定された休館日において、無人の時間帯に、医学情報センターまたはセンター病院図書室を利用することをいう。

(目的)

第3条 時間外特別利用は、図書館資料の有効利用を図ることにより、本学医学部、医学研究科、附属病院及び附属市民総合医療センターの教育・研究・診療に資することを目的とする。

(対象者)

第4条 医学情報センター及びセンター病院図書室を時間外特別利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医学部教職員
- (2) 附属病院教職員
- (3) 附属市民総合医療センター教職員
- (4) 医学研究科生
- (5) 医学部医学科5、6年次生
- (6) 病棟実習開始月以降の医学部医学科4年次生
- (7) 医学部看護学科3、4年次生
- (8) 病棟実習開始月以降の医学部看護学科2年次生
- (9) その他学術情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認める者

(時間外特別利用の時間)

第5条 時間外特別利用の対象時間は、次のとおりとする。

- (1) 医学情報センターの閉館時刻15分後から翌開館日の開館時刻の15分前までとする。
- (2) センター病院図書室の閉室時刻から翌開室日の開室時刻までとする。

2 センター長が必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず、対象時間を変更することができる。

(利用登録手続)

第6条 時間外特別利用を希望する第4条に定める資格をもつ者は、医学情報センタ

一及びセンター病院図書室のうち、利用を希望する施設で利用登録手続きをしなければならない。

2 時間外特別利用を希望する者は、当該利用に係るガイダンスなどで、利用方法や遵守事項等を事前に確認しなければならない。

(利用資格の喪失)

第7条 当該登録者が退職または卒業、退学した場合は、時間外特別利用の資格を喪失する。

(利用)

第8条 時間外特別利用においては、登録時に指定された方法で入館または入室することとする。

(利用の停止)

第9条 規定の利用方法や遵守事項等に違反した場合は、医学情報センターから注意を行うとともに、指導教職員・所属長等に報告する。繰り返し違反を行った場合は指導教職員・所属長から指導を求めることがある。

2 指導教職員・所属長等からの指導にもかかわらず、再度違反を行った場合は、医学情報センター及びセンター病院図書室の利用を制限することができる。

(時間外特別利用の範囲)

第10条 時間外特別利用で利用できる範囲は、館内閲覧、情報検索ならびに複写とする。

2 時間外特別利用ができる場所は各閲覧室並びに情報検索スペースとする。

(利用制限)

第11条 この要綱を遵守しなかった場合及び不測の事態が生じた場合は、センター長は医学情報センター及びセンター病院図書室の利用を制限することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は故意、または重大な過失により、施設または設備を滅失し、損傷し、もしくは汚染したときは、当該滅失、損傷又は汚染による損害に相当する金額の一部又は全部を、損害賠償として支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用した場所が無人となる場合は、照明などの電源を切ること。
- (2) 第10条に定める時間外特別利用ができる場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 館内または敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 指定された場所以外での飲食をしないこと。
- (5) その他、火災、事故等の元となる恐れのあることは一切行わないこと。
- (6) 利用者は、この要綱その他センターの利用についての定めを遵守するとともに、センターの係員の指示に従うこと。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。